

アクティビティノート <第320号>

2023年9月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2023年9月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～8
2. ちょっと注目 『食品の消費期限と賞味期限』 ……p.9～10
3. コラム 『毒キノコに注意』 ……p.11～12

TOPICS

**食品の消費期限と賞味期限**

食品には、安全においしく食べられる期間があり、袋や容器に「消費期限」が「賞味期限」のどちらかが表示されています。買い物をする時や家の冷蔵庫の中にある食品を確認し、「消費期限」や「賞味期限」の違いを知り、いつまで食べられるか確かめるようにしましょう。

**毒キノコに注意**

毎年、夏の終わりから秋にかけて、野生の毒キノコを食用キノコと誤認したことによる食中毒が多く発生しています。食べられるキノコが確実に判断できない場合は、「採らない」「食べない」「売らない」「人にあげない」を徹底しましょう。

1. 相談業務

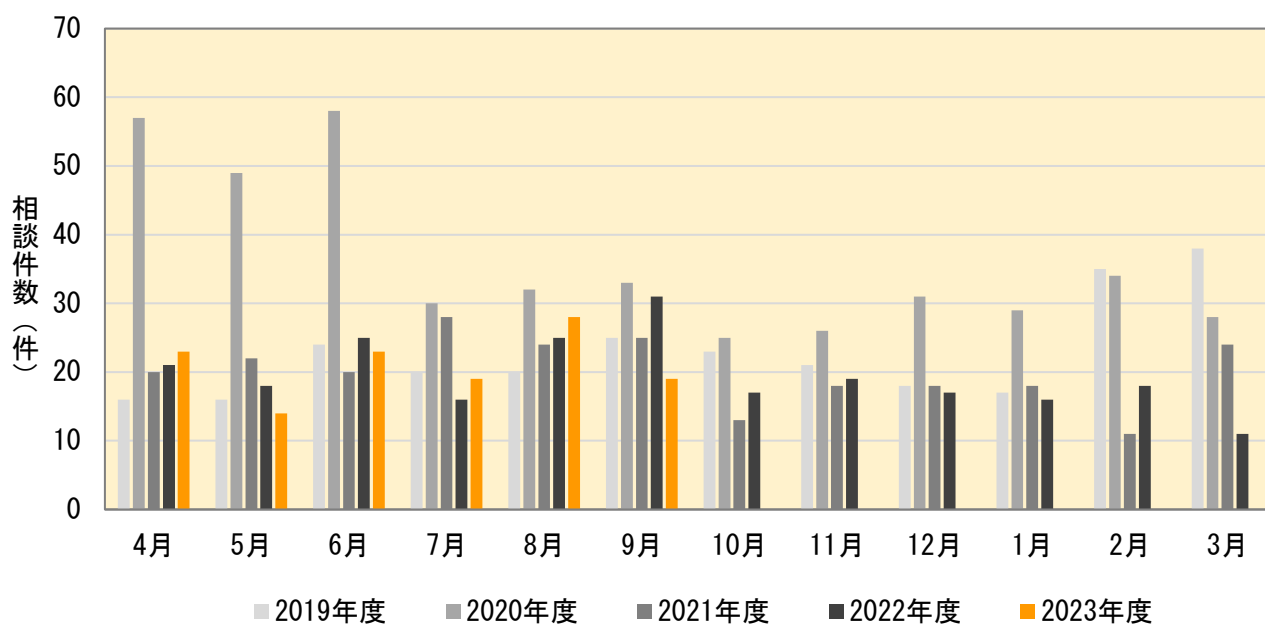
1. 1 相談受付件数

2023 年 9 月度相談受付件数 (8/25~9/25 実働:21 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	4	1	1	6	0	12	63%
消費生活 C・ 行政	1	1	0	4	0	6	32%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	5%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	5	2	1	11	0	19	
構成比	26%	11%	5%	58%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2019~2023年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合は「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <ヘナの染毛剤で皮膚障害> 「ヘナの染毛剤を使用してかぶれた。メーカーに治療費等を請求しているが応じてもらえない。使用前のパッチテストはしていないが、ヘナの染毛剤はヘアカラーよりも安全性が高いのではないかと。かぶれたのは何かかぶれを起こす成分が含まれているのではないかと思う、成分分析をしてほしい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで対応してもらえるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは製品分析及び仲介・あっせんを実施していません。製品に使用されている成分については、メーカーに確認するように伝えられてはいかがでしょうか。一般に身体に使用する製品は品質に問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルを生じることがあります。ヘナの染毛剤についても、同様にかぶれなどを起こすことがあります。平成18年9月6日の各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知（ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髪用化粧品類等の使用上の注意事項について(◆平成18年09月06日薬食安発第906001号) (mh1w.go.jp)には、製品の容器又は外箱に、使用前に必ず皮膚試験（パッチテスト）を行うことを記載するとされています。今回の皮膚トラブルが発生した案件では、メーカーへの治療費の請求については、メーカーにより対応は異なりますが、使用前にパッチテストを行ってないとのことから難しいと思われま

- ◆ <スマートフォンの充電ケーブルが発火し床損傷> 1カ月前に購入したスマートフォンの充電ケーブル（USBタイプ-C）をUSB端子に挿したままにしていたところ、充電はしていなかったが、ケーブルのスマートフォンに差し込む端子部分が発火して床が焦げてしまった。床の修理代を請求したい。製造物責任（PL）法で損害賠償請求できるか。そのためには、どうすればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥(設計上、製造上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。この法律に基づいてメーカーからの損害賠償を受けるには、消費者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたことの実事を明らかにすることが原則となります。今回の案件は製品の発火から床が焦げる事故が発生していますので、消防署にこの事故について火災認定をされることをお勧めします。火災認定された製品事故を伝えられたメーカーは消費者庁に消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告義務が発生します。製品事故の原因調査については、基本的にはメー

カーが行いますが、消費生活センター経由で国民生活センター、または独立行政法人製品評価技術基盤機構等に原因調査を依頼する場合がありますので、今回の案件について消費生活センターに相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <シロアリ防除の施工後に体調不良> 新築 10 年目のハウスメーカーのメンテナンスチェックでシロアリ防除の施工を提案され、紹介された業者にて 2 カ月前に施工を実施した。施工終了の 2 週間後から顔が腫れたため、皮膚科を受診して飲み薬と塗り薬を処方された。皮膚症状は治ったが、息苦しさなどの体調不良が続いているため、耳鼻咽喉科を受診した。アレルギー症状で治りかけであると診断されたが、今でも薬剤の臭いを感じ体調不良も続いている。使用された薬剤のメーカーに相談したが、使用したのは認定薬剤で安全性は確認していると言われ対応してもらえない。認定薬剤とは何か。また、カーテンや枕カバーにも臭い成分が付着して買い替えるつもりである。買い替え費用や治療費などの負担をしてもらえないものか。また、臭いをなくす方法についても教えてほしい。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒認定薬剤とは、公益社団法人日本しろあり対策協会が薬剤の効力、安全性などの適格性を評価することによって一定の基準を満たしていると認定したものとされています。但し、個人の体質や体調に起因して、まれにアレルギーなどが起きる場合があります。このような場合の治療費支払いなどの消費者への対応については、個別企業の対応方針により異なりますので、提案された施工業者と交渉されてはいかがでしょうか。また、臭いをなくす方法について、当センターでは特別な知見は持ち合わせておりませんが、室内の換気を行うことが一般的です。カーテンや枕カバーに付着した臭いについては、製品の取り扱い方法を確認した上で、洗濯をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <化学繊維の衣類が原因の皮膚かぶれかもしれない> 化学繊維の衣類が原因の皮膚かぶれかもしれないと思う。衣類にはナイロン 70%、キュプラ 20%、ポリウレタン 10%と再生ポリエステル 100%と表示されている。これらの繊維は皮膚かぶれを起こすのか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒混紡の裏地と表地が組み合わされた衣類と思われ、使われている素材はいずれも一般的に広く使われている化学繊維の素材です。アレルギーの可能性のある皮膚かぶれが起きているとのことですので、今回着用された衣類を持参し、医療機関にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <洗剤のニオイで体調不良> 最近、使用している洗剤のニオイで鼻や喉に痛みや乾燥などの体調不良を感じるようになった。洗剤は使うのはやめたが、ニオイで体調が悪くなることがあるのか。他のニオイのある製品でも体調不良を感じるようになるのだろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒製品のニオイについては、使われている香料成分については安全性が確認されている成分が使われていますが、人によってはニオイで体調不良を感じる場合があります。体調不良の原因については、医療機関に相談されてはいかがでしょうか。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <スプレー型の除菌消臭剤で和服にシミ> 「スプレー型の除菌消臭剤を和服に使用したところシミになりメーカーに弁償を要求したが、注意表示をしているので対応できないと言われた」との相談を受けている。製品を確認すると注意表示はされている。また、実際の使用状況を確認すると、使用の際に直接多い量を吹きかけていたようだ。このような場合はどうなるか。〈消費生活C〉

⇒注意表示の記載に基づいた使用方法でない場合はメーカーに責任を問うことは難しいと思われます。ただし、消費者へ注意喚起が十分であったかなどの観点で、類似の事例の有無によっては表示の記載を検討する必要も考えられます。今回は、注意表示から逸脱した使用状況からも対応できない事例であるかと思われます。

- ◆ <カタログ通販で購入したバッグの臭いが酷い> 3年前にカタログ通販で同じ素材のスポーツバッグ、ポーチ、財布の3点を購入したが、臭いが酷い。使用しているのはポーチだけだが、今も3点とも臭いは変わらない。メーカーに連絡したところ、「既に購入して3年経過しており、何も対応はできない。臭いはおそらく使用している接着剤と考えられる」との回答であった。返品や返金を希望していない。接着剤の臭いとは思えないので、臭い成分を調べてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは製品の調査・分析などは実施していません。メーカーの回答に納得されていないようですので、実際に購入した製品の臭いを確認できないかメーカーと交渉されてはいかがでしょうか。

◆一般相談

- ◆ <黒板に貼るマグネットシート型スクリーンについて> 「黒板に貼るマグネットシート型のスクリーンを小学校への寄贈品として検討しているが、落下など製品事故の懸念はないのか」とのことで消費者から相談を受けた。消費者庁やN I T Eの事故報告を確認したが該当する報告はない。どう対応したらよいか。〈消費生活C〉

⇒当センターで過去にマグネットシートに関連した事故の相談は、既に確認された行政の事故報告と同様に該当の報告はありません。製品については、使用方法や注意事項などが検討されていますので、購入を検討しているメーカーに懸念事項を確認されるように伝えてはいかがでしょうか。

- ◆ <家の外装塗装の不具合について> 「家のリフォームをした外装塗装が剥がれた。業者からは15年保証と言われていたので補償を請求したい」との相談をうけている。外装塗装の塗料は簡単にとれるのか。塗料についてはメーカーなど詳細もわからない。〈消費生活C〉

⇒当センターでは塗料に使用されている成分などについて確認することはできますが、簡単にとれるのかは問い合わせの情報だけではわかりかねます。家のリフォームによる外装塗装に関してのトラブルであれば、住宅リフォーム・紛争処理支援センター「住まいのダイヤル」(<https://www.chord.or.jp/>)に相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <業者によるエアコンクリーニング後の防カビ処理剤について> 「業者によるエアコンクリーニング後に防カビ処理剤の使用を勧められた。家族にアトピーを持つものがいるので断るつもりでいる。業者に防カビ処理剤について成分などを確認したところ消費者には知らせていないと言われた。成分を開示されないのは良いのか」との相談を受けている。成分を知らせることはなぜしないか。〈消費生活C〉
 - ⇒家庭用品であれば製品に成分が表示されていますが、専門業者による施工に使用される製品の場合は、消費者に成分などの詳細を開示する必要はありません。但し、ご家族の体が心配とのことであれば、施工にあたり影響がないことの説明を業者に求めることが必要です。業者の説明内容に基づき、かかりつけの医療機関に相談されてはいかがでしょうか。
- ◆ <フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について> 「フッ素樹脂加工のフライパンの表面のコーティングが剥がれた状態で使用しても身体に害はないか」との相談を受けている。化学製品PL相談センターの事例に剥がれた薄片を飲み込んだとしても、体内に吸収せず排出されるとの情報があった。そのように回答してもよいか。〈消費生活C〉
 - ⇒当センターではフライパンの表面のフッ素樹脂加工について、内閣府の「食品安全委員会」がフッ素樹脂についてまとめたファクトシート（科学的知見に基づく概要書）（[f02_fluorocarbon_polymers.pdf](https://www.fsc.go.jp/f02_fluorocarbon_polymers.pdf) (fsc.go.jp)）に基づき回答しています。その中に「仮に、はがれ落ちたコーティングの薄片を飲み込んだとしても、体内に吸収されずそのまま排出され、ヒトの体のいかなる毒性反応も引き起こさない」とあります。ファクトシートを確認の上、回答されてはいかがでしょうか。
- ◆ <隣家から流れ込む入浴剤の臭いの除去について> 隣人が何らかの病気があるようで、一日に6回くらい入浴している。その際に使用している入浴剤の薬のような独特な臭いが、自宅の室内に流れ込み不快である。スプレータイプの消臭剤を使用するとよくなるが完全には消えず、この状況が1年半も続いている。隣人とは話ができる関係ではない。流れ込んだ臭いを除去する有効な方法はないか。化学製品PL相談センターは行政から紹介された。〈消費者〉
 - ⇒一般的に気になる臭いの解消については、臭いの発生源を除去するか、換気により臭いを軽減することが効果的です。お話から、臭いについては効果を感じられている消臭剤を継続して使用し、風向きなどを考慮されながら換気などを行い、消臭されてはいかがでしょうか。
- ◆ <害虫駆除の薬剤が干していた布団に付いた> 害虫駆除の薬剤が干していた布団に付いた。集合住宅に住んでいる。取り除くにはどうしたら良いか。化学製品PL相談センターは以前相談した人から紹介をされた。〈消費者〉
 - ⇒一般には水洗いなどすることが必要ですが、使用された薬剤がどのような薬剤かわからないのでお答えできかねます。集合住宅とのことですので、管理会社に薬剤を確認し対応方法を確認されてはいかがでしょうか。
- ◆ <化学物質に対して過敏になった家族への対応について> 娘が1カ月前に自宅で殺虫剤を使用したことがきっかけで、化学物質に対して過敏になった。換気しても部屋中に臭いがして現

在は実家に避難している。娘は心臓の既往症があり、かかりつけの医師に相談したところ精神科を勧められたが受診するつもりはないと言っている。実家では殺虫剤は使用していないが、娘は様々な臭いに過敏になりイライラして精神的に不安定で、気を遣う必要があり対応も大変である。どうすればよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉
⇒お伺いした話では当センターでは対応はできかねます。既に提案をお受けしているように医療機関を受診することをお勧めします。

- ◆ <アルカリ乾電池の液体について> 自家消費用の稲を収穫したところ、祖父が乾電池を落とし、液漏れした液が糲についた。糲は脱穀し精米をして白米にする予定である。アルカリ乾電池の液体が心配になった。化学製品 PL 相談センターはインターネットの乾電池に関する記事を読み連絡した。〈消費者〉

⇒記事の内容から、アルカリ乾電池には水酸化カリウムが主成分の強アルカリの液体が使用されています。食品については、食べることはお勧めできません。

- ◆ <壁紙に施されている光触媒コーティングの安全性について> 壁紙に光触媒コーティングが施されている賃貸住宅に7カ月前に入居し、問題なかった。3カ月経った頃、壁に留まっていた虫に殺虫剤を噴霧してから息苦しさ、動機、皮膚発赤などの様々症状が起き、徐々に症状が酷くなった。大きな病院を受診して、検査をしたが異常は見られないとの結果であった。殺虫剤は、以前から使用している製品で同時期に光触媒コーティングをしていない床に使用した時には問題なかった。殺虫剤を光触媒コーティングの壁に使用した場合の安全性について教えてほしい。現在、管理している不動産会社に状況を伝え、施工業者に関係の有無について確認をしてもらっている。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは個々の製品の安全性について、詳細はわかりかねます。現在管理会社を通して、光触媒コーティングが施された壁紙のメーカーに確認されているとのことですので、回答をお待ちになられてはいかがでしょうか。また、体調などの症状についても医療機関に相談されることをお勧めします。

- ◆ <PUレザー製の椅子の臭いが強くて心配> PUレザー製の椅子を購入したが臭いが強い。赤ちゃんもいるので心配になり、メーカーにも確認したところ過度に心配する必要はないが念のため換気をするように言われた。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒PUレザーとはポリウレタン製の合成皮革で、家具以外にも合成皮革として広く使用されている素材です。布などの上にポリウレタンを貼り付けた素材のため、原料由来の臭いがする場合があります。換気をすれば時間の経過とともに徐々に臭いは弱くなりますが、臭いの感じ方には個人差がありますので徐々に弱くなるとしかお伝え出来ません。

- ◆ <リンについて消費者に説明することについて> 消費者に化学物質としてのリンについて、性質や化合物をわかりやすく説明する必要がある。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉

⇒リンについては、リンの同素体としてマッシュなどに使われることやリン化合物として無

機リン化合物としてのリン酸や有機リン化合物としてのリン脂質など多岐に渡る化学物質があります。消費者には、今回説明する必要のあるリン化合物の性質とリンが様々な化学物質に含まれることを伝えてはいかがでしょうか。また、個々のリン化合物については、職場の安全サイトにて確認し、参考にされてはいかがでしょうか。

(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤を使用したウールセーターのニオイを取りたい> 娘が実家に戻り、フリーマーケットで購入した柔軟剤を使用したウールセーターのニオイが強く、ニオイを取る方法を教えてほしい。防虫剤も使っていてそのニオイも不快である。化学物質過敏症で柔軟剤の強いニオイは良くないと思う。すでに相談は行政にしている国民生活センターから紹介された<消費者>
⇒一般に衣類についてたニオイなどは洗濯をすれば弱くなると思われませんが、ニオイの感じ方には個人差がありますので徐々に弱くなるとしかお伝え出来ません。柔軟剤などニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方に違いがあるので、周囲への配慮が必要なことを啓発することが必要です。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。



食品の消費期限と賞味期限

食品には、安全においしく食べられる期間があり、袋や容器に「消費期限」か「賞味期限」のどちらかが表示されています。買い物をする時や家の冷蔵庫の中にある食品を確認し、「消費期限」や「賞味期限」の違いを知り、いつまで食べられるか確かめるようにしましょう。

食品の期限は、「袋や容器を開けていない状態」で、表示されている「保存方法」を守って保存すると、「いつまでその食品を食べることができるのか。」ということを意味しています。但し、どんな食品でも袋や容器を開けてしまうと品質が悪くなるので、一度開けた食品は、早めに食べきりましょう。

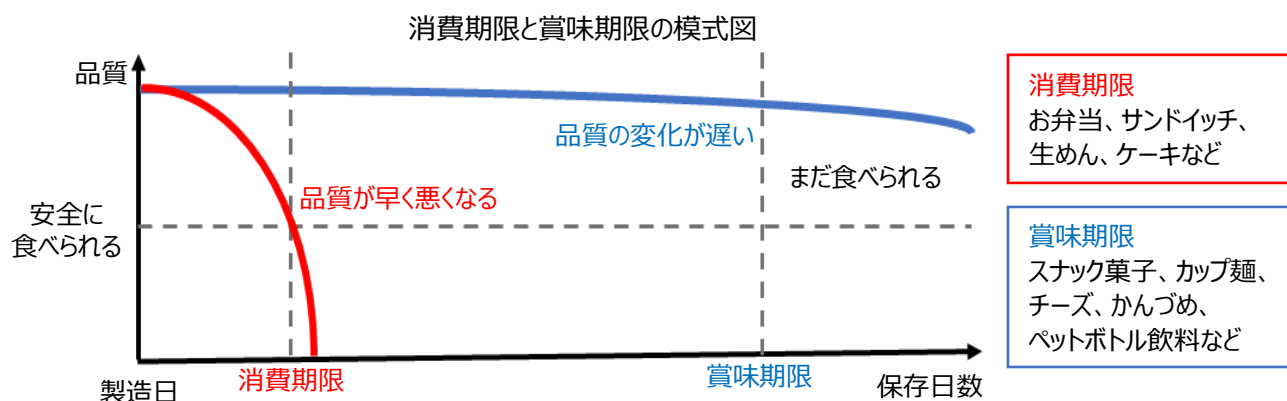


○「消費期限」と「賞味期限」^{1) 2)}

食品の中には、「消費期限」や「賞味期限」が表示されているものがあります。

消費期限(use by date): 袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存した場合、表示された「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことです。品質が早く悪くなる（いたみやすい）食品に表示されています。

賞味期限(best-before): 袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存した場合、表示された「年月日」または「年月」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。消費期限のある食品に比べ、品質の変化が遅い（いたみにくい）食品に表示されています。製造日から3ヶ月以上賞味期限がある食品は、「年月」で表示されることもあります。賞味期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。



食品の中には、保存温度が決められている食品があります。-15℃以下の冷凍食品、4℃以下の冷蔵が必要なチルド保管の食品、10℃以下の冷蔵保管が必要な食品などがあります。個々の食品の特性に十分配慮した上で、食品の安全性や品質等を評価するため客観的な指標「理化学試験：食品の性状を測定して評価」、「微生物試験：人に影響を与える微生物の菌数」、「官能検査：人による視覚・味覚・嗅覚などの評価」等に基づいて食品メーカーによってそれぞれの食品の特性を考えながら期限が設定されています。

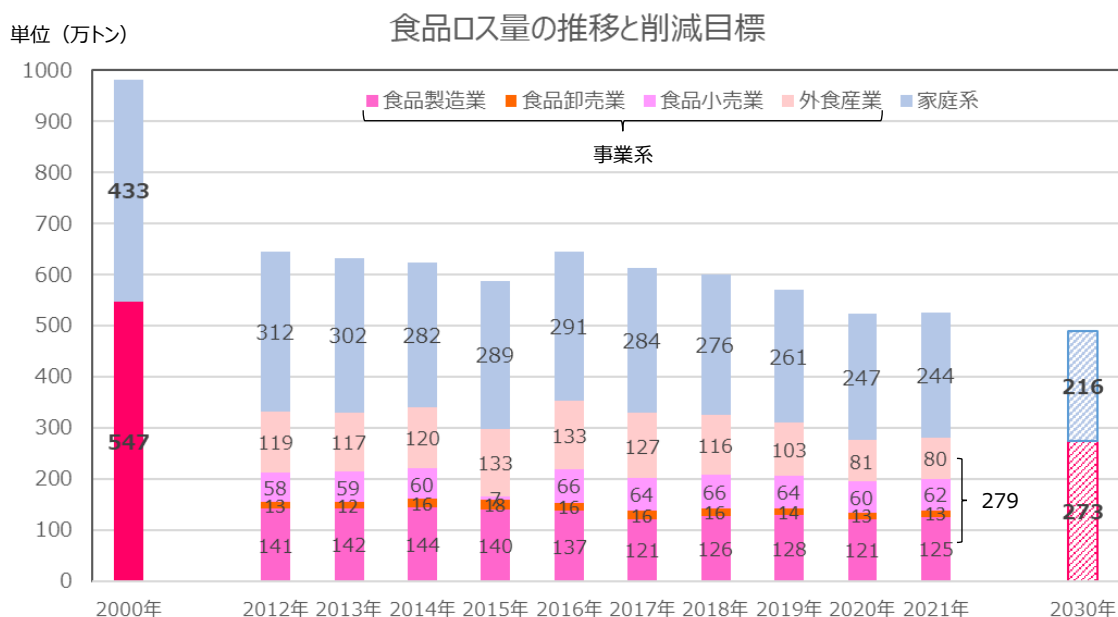
食品の期限は、消費者の元に届くまでの輸送や保管のための様々な工夫によっても大きく変わり

ます。例えば、食品を包装する袋や容器の密閉性を上げる、食品の変化を抑える添加物を適切に使うことでも安全に食べられる期間を延ばすことができます。

○食品ロスを防ぐために³⁾

日本は 2000 年度と比較して、2030 年度には食べられるのに捨てられている食品量、食品ロスを半減することを目標に掲げており、2021 年までの 10 年間の食品ロスの推移が公開されています。

2021 年度の事業系の食品ロスは 279 万トンですが、家庭系の食品ロスは 244 万トンとなっています。10 年間で継続して減少はしているものの、更に食品ロスを減らす試みが必要です。



日本の食料自給率は 2022 年度では、カロリーベースで 38%、生産額ベースで 58%と諸外国と比較して低く、食料の多くを輸入に頼っています。日々の生活の中でできること「消費期限」や「賞味期限」を確認しながら計画的に食べることを考え、食品ロスを減らすようにしましょう。

10 月は「食品ロス削減月間」、10 月 30 日は「食品ロス削減の日」です。食品を無駄に捨ててしまうことも減らせば、地球の環境を守ることにもなります。キーワードは「もったいない」です！

参考にした情報

- 1) 子どもの食育 食べ物のこと「消費期限と賞味期限」：農林水産省
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/featured/abc2.html
- 2) 「食品の期限表示」：消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/expiration_date/pdf/syokuhin375.pdf
- 3) 食品ロス削減ガイドブック(令和 5 年度版)：消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/assets/2023_food_loss_guide_book.pdf



コラム

毒キノコに注意

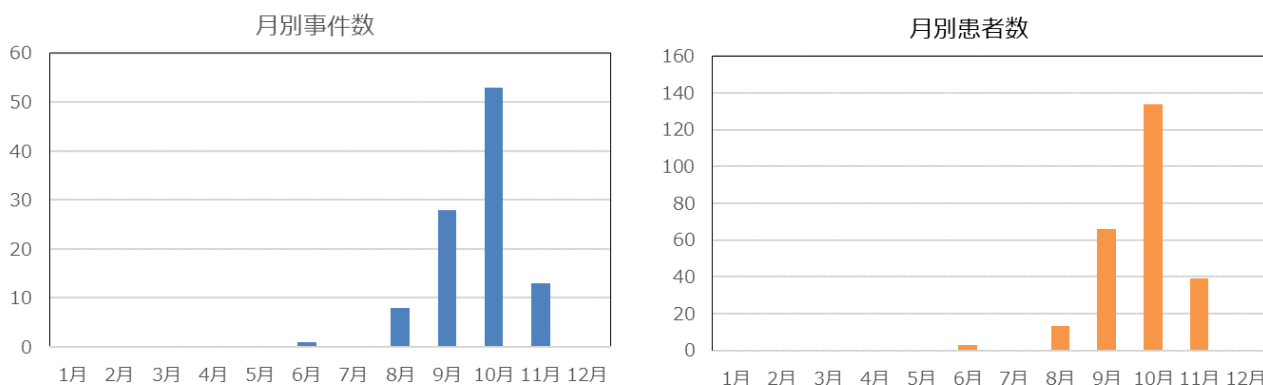
毎年、夏の終わりから秋にかけて、野生の毒キノコを食用のキノコと誤認したことによる食中毒が多く発生しています。

食べられるキノコか確実に判断できない場合は、「採らない」「食べない」「売らない」「人にあげない」を徹底しましょう。^{1) 2) 3) 4)}



○毒キノコによる食中毒発生状況

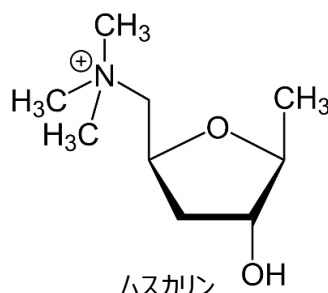
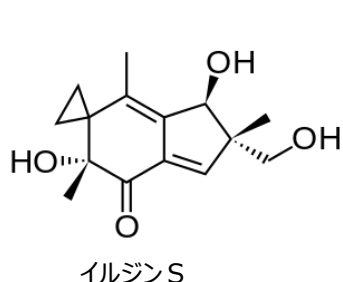
厚生労働省から毒キノコによる食中毒の発生状況が公開されています。2014 年から 2021 年の 8 年間の月別発生状況では、9 月から 11 月の夏の終わりから秋にかけて、毒キノコを食用キノコと誤認して採取、喫食したことによる食中毒が発生し、特に 10 月での発生が多くを占めています。



毒キノコによる食中毒発生状況 (2014 年～2021 年)

2021 年においても、「知り合いからキノコを貰い事業所で煮物にして食べた」、「旅館で提供されたキノコの入った鍋物を食べた」、「キャンプ場の周辺で採取したキノコを調理して食べた」などが毒キノコを摂取、喫食した事例でした。原因となった毒キノコの種類については、ツキヨタケ (7 件 25 名)、クサウラベニタケ (2 件 4 名)、カキシメジ (1 件 9 名) が報告されています。これらは食べた料理が残っていたことから毒キノコの種類が特定された事例で、原因のキノコが特定されない食中毒の事例も多くあります。

食中毒を示す毒キノコの成分について、ツキヨタケではイルジン S などのイルジン類、クサウラベニタケではムスカリンなど、カキシメジではウスタリン酸などが有毒成分として特定されています。いずれも頭痛、腹痛、嘔吐、下痢などの中毒症状を示しますが、ムスカリンは、涙や唾液の分泌増加や発汗を示す食中毒症状に特徴があります。



○毒キノコを見分けることは・・・

食用のキノコと毒キノコを見分けることはできません。毒キノコの見分け方には、言い伝えが多数あるのも事実で、「柄が縦に避けるキノコは食べられる」「毒キノコは派手な色をしている」「虫が食ったキノコは大丈夫」「ナスと煮るなど加熱すれば食べられる」「塩漬けすれば食べられる」などがありますが、これらすべて「迷信」で科学的な根拠はありません。

キノコ類は、種で増える野菜の仲間ではなく、カビなどと同じ「菌類」に属していて「孢子」で増えていきます。野菜は太陽の光で光合成をしてエネルギーを得ますが、キノコ類は樹木や落ち葉に菌糸を伸ばし栄養分を得ています。孢子を生産するために菌糸の集合体として子実体を作りますが、これが人の目にするキノコです。日本国内には5,000種ものキノコが存在すると言われていますが、食べられるキノコは100種類ほどです。また、食べると中毒症状を示す毒キノコは200種類ほどといわれていますが、残りの4,000種以上は食べられるキノコなのか、毒キノコなのかもわからないということになります。

○毒キノコに注意

食べられるキノコと似ている毒キノコとして、シイタケやヒラタケに似ているツキヨタケ、ホンシメジに似ているクサウラベニタケやカキシメジによる食中毒の事例の報告がありました。知られている毒キノコに限らず、確実に判断のできないキノコ類を「採らない」「食べない」「売らない」「人にあげない」ようにしましょう。

図鑑などに掲載されているキノコの写真を見て比べても、キノコの生えている自然条件などによっては、個体差が起きてキノコの種類の特定は難しくなります。キノコ狩りに豊富な経験を持つ人でも、旅館で提供された食事で食中毒を起こした事例から判断が難しいことがわかります。

採集したキノコの中に毒キノコが混じることも考えられます。安全に食べられるかどうか、不確かな場合は自身で食べることも、人にあげることも厳禁です。人からもらった場合も不安な時は、食べないと判断することも大切です。

厚生労働省のホームページには「自然毒のリスクプロファイル」として毒キノコに関する情報が公開されています。また、毒キノコに関するリーフレットも掲載されています。

【参考にした情報】

1) 自然毒のリスクプロファイル；厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html

2) 毒キノコによる食中毒に注意しましょう；厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kinoko/index.html

3) 厚生労働省 Twitter

<https://mobile.twitter.com/MHLWitter>

4) 生活の中の食品安全 -毒キノコに気を付けよう- その1；食品安全委員会

https://www.fsc.go.jp/e-mailmagazine/mailmagazine_h2809_r2.html

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。